

指定介護予防訪問入浴介護事業

指導検査基準

— 令和6年4月1日適用 —

東京都福祉局指導監査部指導第一課

指導検査基準（指定介護予防訪問入浴介護事業）

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
第 1 基本方針	1 基本方針 指定介護予防訪問入浴介護の事業は、利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の支援を行うことにより、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっているか。	法第115条の3第1項 都条例第112号第47条	・運営規程 ・パンフレット等
第 2 人員に関する基準	1 従業者の員数 (1) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たる次に掲げる従業者区分に応じた員数を置いているか。 ①看護職員の員数は、1以上となっているか。 ②介護職員の員数は、1以上となっているか。 (2) 介護予防訪問入浴介護従業者のうち1人以上は、常勤か。 指定介護予防訪問入浴介護事業者が指定訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、これらの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第48条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、(1)及び(2)の基準を満たしているものとみなす。 2 管理者 (1) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、各指定介護予防訪問入浴介護事業所において指定介護予防訪問入浴介護事業所を管理する者を置いているか。 (2) 上記(1)の管理者は、専ら指定介護予防訪問入浴介護事業所の管	法第115条の4第1項 都条例第112号第48条第1項 都規則第142号第7条第1項 都条例第112号第48条第2項 都規則第142号第7条第2項 都条例第112号第49条第1項 都条例第112号第49条	・職員の勤務状況が分かる文書（タイムカード、勤務実績表、勤務体制一覧表等） ・従業員の資格証（免許、登録証） ・管理者の雇用形態及び勤務状況が分かる文書（勤務実績表、タイムカード、勤務表等）

	理に係る職務に従事する常勤の者であるか。 ただし、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の職務に従事することができる。	第2項	
第3 設備に関する基準	1 設備及び備品等 (1) 指定介護予防訪問入浴介護事業所は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画が設けられているか。 (2) 指定介護予防訪問入浴介護事業所には、利用者のプライバシー保護に配慮した適切なスペースとして利用申込の受付、相談等に対応するための相談室または間仕切り等により設けた相談スペース及び浴槽等の備品・設備等を保管するために必要なスペースが確保されているか。 (3) 指定介護予防訪問入浴介護事業所には、指定介護予防訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品等が備えられているか。 特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備を備えているか。 指定介護予防訪問入浴介護事業者が指定訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、これらの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第50条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、(1)から(3)までに規定する基準を満たしているものとみなす。	法第115条の4第2項 都条例第112号第50条第1項 施行要領第4の1参照 (第3の2の2の(2)) 都条例第112号第50条第1項 施行要領第4の1参照 (第3の2の2の(3)) 都条例第112号第50条第2項	・平面図 ・設備、備品台帳等 ・浴槽、手洗洗浄設備等 車両（浴槽運搬用等）
第4 運営に関する基準	1 管理者の責務 (1) 指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者の管理及び指定介護予防訪問入浴	都条例第112号第51条第1項	

	の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしているか。 (3) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、各指定介護予防訪問入浴介護事業所において、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護従業者によって指定介護予防訪問入浴介護を提供しているか。 (4) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。この場合において、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、全ての介護予防訪問入浴介護従業者（看護職員、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者、法第八条第二項に規定する政令で定める者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。 (5) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、適切な指定介護予防訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により介護予防訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。（職場におけるハラスメントの防止のための雇用管理上の措置） 4 業務継続計画の策定等 (1) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 (2) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。	の①) 都条例第112号第52条の2第2項 都条例第112号第52条の2第3項 施行要領第4の1 参照（第3の2の3の(3)の③) 都条例第112号第52条の2第4項 施行要領第4の1 参照（第3の2の3の(3)の④) 都条例第112号第52条の2の2第1項 施行要領第4の1 参照（第3の1の3の(7)） 都条例第112号第52条の2の2第2項	・研修計画、実施記録 ・事業主の方針及び相談に応じる体制がわかる書類等 ・業務継続計画 ・研修・訓練実施記録等
--	---	---	--

	(3) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 5 内容及び手続の説明及び同意 (1) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。 (2) 文書は、わかりやすいものとなっているか。 6 提供拒否の禁止 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、正当な理由なく、指定介護予防訪問入浴介護の提供を拒んではないか。 特に要支援度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。 7 サービス提供困難時の対応 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら必要な指定介護予防訪問入浴介護を提供することが困難であると認める場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、他の指定介護予防訪問入浴介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 8 受給資格等の確認 (1) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確	都条例第112号第52条の2の2第3項 法第115条の4第2項 都条例第112号第52条の3第1項 施行要領第4の1 参照（第3の1の3の(8)） 都条例第112号第52条の4 施行要領第4の1 参照（第3の1の3の(9)） 都条例第112号第52条の5 都条例第112号第52条の6第1項	・運営規程、重要事項説明書（利用者又は家族の署名、その他同意が確認できる書類） ・利用契約書（利用者又は家族の署名、その他同意が確認できる書類）等 ・利用申込受付簿等 ・介護予防支援事業者へ連絡をしたことが分かる書類等 ・サービス提供依頼書等 ・利用者に関する記録（被保険者証の写等）
--	---	--	--

	認しているか。 (2) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防訪問入浴介護を提供するよう努めているか。	法第73条第2項 都条例第112号第52条の6第2項	
	9 要支援認定の申請に係る援助 (1) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、要支援認定の申請をしていないことにより要支援認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 (2) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合に必要と認めるときは、当該利用者の受けている要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行っているか。	都条例第112号第52条の7第1項 都条例第112号第52条の7第2項	・利用者に関する記録
	10 心身の状況等の把握 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、利用者に係るサービス担当者会議等を通じて、当該利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	都条例第112号第52条の8	・利用者に関する記録 ・サービス担当者会議の記録等
	11 介護予防支援事業者等との連携 (1) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 (2) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な	都条例第112号第52条の9第1項 都条例第112号第52条の9第2項	・利用者に関する記録 ・サービス担当者会議の記録等

	指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 12 介護予防サービス費の受給の援助 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際しては、利用申込者が法施行規則第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨の区市町村への届出等により、介護予防サービス費の受給が可能となる旨の説明、介護予防支援事業者に関する情報の提供その他の介護予防サービス費の受給のための必要な援助を行っているか。 13 介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防訪問入浴介護を提供しているか。 14 介護予防サービス計画等の変更の援助 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。 15 身分を証する書類の携行 (1) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。 (2) 証書等には、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の名称、当該介護予防訪問入浴介護従業者の氏名の記載があるか。	都条例第112号第52条の10 都条例第112号第52条の11 都条例第112号第52条の12 都条例第112号第52条の13 施行要領第4の1 参照（第3の1の3の(15)）	・利用者の届出書控等 ・介護予防サービス計画書 ・介護予防サービス計画書 ・サービス提供記録等 ・利用者に関する記録（変更があったかの確認） ・介護予防サービス計画書 ・サービス提供票 ・業務マニュアル ・身分を証明する書類（身分証、名札等）
--	---	--	--

	16 サービスの提供の記録 (1) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、当該指定介護予防訪問入浴介護の提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第 53 条第 4 項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、当該利用者に係る介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。 (2) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、提供したサービスの具体的な内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、当該事項に係る情報を当該利用者に対して提供しているか。 17 利用料等の受領 (1) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問入浴介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防訪問入浴介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。 (2) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と指定介護予防訪問入浴介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。 (3) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、上記(1)及び(2)に定める場合において利用者からの支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けていないか。 ① 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問入浴介護を行う場合に要する交通費 ② 利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用	都条例第112号第52条の14第1項 都条例第112号第52条の14第2項 都条例第112号第53条第1項 都条例第112号第53条第2項 都条例第112号第53条第3項 都規則第142号第9条	・ サービス提供記録 ・ 業務日誌 ・ サービス提供票、サービス提供票別表等 ・ サービス提供票、サービス提供票別表等 ・ 介護予防サービス介護給付費明細書 ・ 請求書 ・ 領収書
--	--	---	--

	(4) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得ているか。 (5) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要支援被保険者に対し、施行規則第85条において準用する法施行規則第65条で定めるところにより、領収証を交付しているか。 (6) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法第53条第7項において準用する法第41条第8項の規定により交付しなければならない領収証に、指定介護予防訪問入浴介護について居宅要支援被保険者から支払を受けた費用の額のうち、法53条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定介護予防訪問入浴介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防訪問入浴介護に要した費用の額とする。)、食事の提供に要した費用の額及び滞在に要した費用の額に係るもの並びにその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。 18 保険給付の申請に必要となる証明書の交付 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護に係る利用料の支払を受けた場合は、当該指定介護予防訪問入浴介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しているか。 19 利用者に関する区市町村への通知 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者が正当な理由なく、指定介護予防訪問入浴介護の利用に関する指示に従わないことに	都条例第112号第53条第4項 法第53条第7項 準用（第41条第8項） 法施行規則第85条 準用（第65条） 都条例第112号第53条の2 都条例第112号第53条の3	・ サービス提供証明書控 （介護予防サービス介護給付費明細書代用可） ・ 区市町村に送付した通知に係る記録
--	--	--	---

	より、要支援状態の程度を増進させ、若しくは要介護状態になったと認められる場合又は偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、若しくは受けようとした場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。 20 緊急時等の対応 (1) 介護予防訪問入浴介護従業者は、現に指定介護予防訪問入浴介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定介護予防訪問入浴介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。 (2) 緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めているか。 21 衛生管理等 (1) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。 特に、指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者が感染源となることを予防し、また介護予防訪問入浴介護従業者を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じているか。 (2) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の指定介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。 (3) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。 ① 感染症の予防及びまん延の防止に係る対策を検討するための感染症対策委員会その他の委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従	都条例第112号第54条 施行要領第4の1 参照（第3の2の3の(6)の②) 都条例第112号第54条の2第1項 施行要領第4の1 参照（第3の1の3の(23)の①) 都条例第112号第54条の2第2項 都条例第112号第54条の2第3項 都規則第142号第9条の2	・緊急時対応マニュアル ・サービス提供記録等 ・衛生管理に関するマニュアル等 ・委員会等の記録 ・指針 ・研修及び訓練実施記録
--	--	--	---

	業者に十分に周知すること。 ② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ③ 介護予防訪問入浴介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。 22 掲示 (1) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 ただし、指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前段に規定する事項を記載した書面を指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させることにより、前段の規定による掲示に代えることができる。 (2) 指定訪問入浴介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しているか。(令和7年3月31日までの経過措置あり) 23 秘密保持等 (1) 指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 (2) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 (3) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合にあつては当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあつては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。	都条例第112号第54条の3第1項 都条例第112号第54条の3第2項 都条例第112号第54条の3第3項 都条例第112号第54条の4第1項 都条例第112号第54条の4第2項 都条例第112号第54条の4第3項	・ 掲示物等 ・ 従業員の秘密保持誓約書 ・ 個人情報同意書（利用者又は家族の署名、その他同意が確認できる書類）
--	--	---	---

	24 広告 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。 25 介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 26 苦情処理 (1) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者及びその家族からの指定介護予防訪問入浴介護に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。 具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示し、かつ、ウェブサイトに掲載すること等を行っているか。 (2) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 (3) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。 (4) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関し、法第23条の規定により区市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該区市町村の職員が行う質問若しくは照会に応じるとともに、利用者からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力し、当該区市町村から指導又	都条例第112号第54条の5 都条例第112号第54条の6 都条例第112号第54条の7第1項 施行要領第4の1 参照（第3の1の3の(28)の①） 都条例第112号第54条の7第2項 施行要領第4の1 参照（第3の1の3の(28)の②） 都条例第112号第54条の7第3項	・パンフレット、チラシ等 ・ホームページ等 ・苦情の受付簿 ・苦情者への対応記録 ・苦情対応マニュアル ・重要事項説明書
--	---	--	---

	は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 (5) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、区市町村からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を区市町村に報告しているか。 (6) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 (7) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあったときは、当該改善の内容を報告しているか。 27 地域との連携等 (1) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の事業の運営に当たっては、区市町村が実施する社会福祉に関する事業に協力するよう努めているか。 (2) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問入浴介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防訪問入浴介護の提供を行うよう努めているか。 28 事故発生時の対応 (1) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置について記録及びその他必要な措置を講じているか。 (2) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合	都条例第112号第54条の7第4項 都条例第112号第54条の8 施行要領第4の1 参照（第3の1の3の(29)） 都条例第112号第54条の9第1項 都条例第112号第54条の9第2項	・事故対応マニュアル ・事故の状況及び事故に際して採った措置（区市町村、家族、介護支援専門員等への報告を含む）の記録 ・再発防止策の検討の記録 ・ヒヤリハットの記録
--	--	---	--

	は、速やかに損害賠償を行っているか。 (3) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。 29 虐待の防止 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ① 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に十分に周知すること。 ② 虐待の防止のための指針を整備すること。 ③ 介護予防訪問入浴介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 ④ ①から③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 30 会計の区分 (1) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、各指定介護予防訪問入浴介護事業所において経理を区分するとともに、指定介護予防訪問入浴介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。 (2) 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」等により適切に行われているか。 31 記録の整備 (1) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しているか。 (2) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供に関する掲げる記録を整備し、その契約の終了日から2年間保存しているか。 ① 都条例第112号第52条の14第2項の規定による提供したサービ	施行要領第4の1 参照（第3の1の3の (30)の③） 都条例第112号第54条 の9の2 都規則第142号第9条 の3 都条例第112号第54条 の10 平13老振発18号 都条例第112号第55条 第1項 都条例第112号第55条 第2項	・委員会等の記録 ・指針 ・研修及び訓練実施記録 ・会計関係書類 ・従業者、設備、備品及び会計に関する記録等 ・サービスの提供の記録等 ・身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由
--	--	--	---

第5 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	スの具体的な内容等の記録 ② 都条例第112号第58条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ③ 都条例第112号第53条の3の規定による市町村への通知に係る記録 ④ 都条例第112号第54条の7第2項の規定による苦情の内容等の記録 ⑤ 都条例第111号第54条の9第1項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 1 指定介護予防訪問入浴介護の基本取扱方針 (1) 指定介護予防訪問入浴介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っているか。 (2) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供する指定介護予防訪問入浴介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 (3) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者が可能な限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として指定介護予防訪問入浴介護の提供を行っているか。 (4) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者が有する能力を最大限活用することが可能となるような方法による指定介護予防訪問入浴介護の提供に努め、その能力を阻害する等の不適切な指定介護予防訪問入浴介護の提供を行わないよう配慮しているか。 2 指定介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針 (1) 主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じること等の方法により、利用者の心身の状況、置かれている環境等日常生活全般の状況の把握を行っているか。 (2) 利用者又はその家族に対し、指定介護予防訪問入浴介護の提供方法等について、説明を行っているか。	都条例第112号第57条第1項 都条例第112号第57条第2項 都条例第112号第57条第3項 都条例第112号第57条第4項 都条例第112号第58条第1号 都条例第112号第58条第2号	の記録 ・ 介護予防訪問入浴介護記録 ・ 配車表
-----------------------------------	--	---	---

第6 変更の届出等	(3) 指定訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行っていないか。 (4) (3)の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。 (5) 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって指定介護予防訪問入浴介護の提供を行っているか。 (6) 指定介護予防訪問入浴介護の提供は、1回の訪問につき、看護職員1人及び介護職員1人をもって行い、これらの者のうち1人を当該指定介護予防訪問入浴介護の提供の責任者としているか。 ただし、利用者の身体の状態が安定していること等の理由から、看護職員に代えて介護職員を充てる場合は、主治の医師の意見を確認した上で行っているか。 (7) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意しているか。特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービスの提供ごとに消毒したものを使用しているか。 (8) 消毒方法等についてマニュアルを作成するなど、当該従業者に周知させているか。 1 変更の届出等 (1) 事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を知事に届け出ているか。 (2) 事業者は、当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を知事に届け出ているか。	都条例第112号第58条第3号 都条例第112号第58条第4号 都条例第112号第58条第5号 都条例第112号第58条第6号 都条例第112号第58条第7号 施行要領第4の3の1の(1)の⑥のハ 法第115条の5第1項 法第115条の5第2項	・身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ・主治の医師の意見確認書類 ・設備・器具類についての消毒方法等のマニュアル ・消毒の記録等 ・指定申請書及び変更届出書の控
------------------	--	--	--

第7 介護給付費の算定及び取扱い	1 基本的事項 (1) 指定介護予防訪問入浴介護事業に要する費用の額は、平成 18 年厚生労働省告示第 127 号の別表「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。 ただし、指定介護予防訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに所定単位数より低い単位数を設定する旨を、都に事前に届出を行った場合は、この限りではない。 (2) 指定介護予防訪問入浴介護事業に要する費用の額は、平成 27 年厚生労働省告示第 93 号の「厚生労働大臣が定める 1 単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定されているか。 (3) 1 単位の単価に単位数を乗じて得た額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。 2 基準額の算定 利用者に対して、指定介護予防訪問入浴介護事業所の看護職員 1 人及び介護職員 1 人が、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合に算定しているか。 3 高齢者虐待防止措置未実施減算 高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年 1 回以上の研修を実施していない、又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 4 業務継続計画未策定減算 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない場合は、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。（令和7年3月31日までの経過措置あり）	法第53条第2項 平18厚労告127の一 平12老企39 平18厚労告127の二 平18厚労告127の三 平18厚労告127 別表の1のイの注1 平18厚労告127 別表の1のイの注2 平27厚労告95の百の十 平18厚労告127 別表の1のイの注3 平27厚労告95の百の十一	・介護給付費請求書 ・介護予防サービス介護給付費明細書 ・サービス提供票・別表 ・介護予防訪問入浴介護記録 ・勤務表 ・「介護予防訪問入浴介護サービスコード表」参照 ・委員会等の記録 ・指針 ・研修・訓練実施記録 ・業務継続計画 ・研修・訓練実施記録等
-------------------------	---	--	---

	5 身体 の 状況等 に 支障 を 生じ る お そ れ が ない と 認 め ら れ る 場 合 の 算 定 利用者に対して、入浴により当該利用者の身体 の 状況等 に 支障 を 生じ る お そ れ が ない と 認 め ら れ る 場 合 に、そ の 主 治 の 医 師 の 意 見 を 確 認 し た 上 で、指 定 介 護 予 防 訪 問 入 浴 介 護 事 業 所 の 介 護 職 員 2 人 が、指 定 介 護 予 防 訪 問 入 浴 介 護 を 行 っ た 場 合 は、所 定 単 位 数 の 100 分 の 95 に 相 当 す る 単 位 数 を 算 定 し て い る か。 6 清 拭 又 は 部 分 浴 の 場 合 の 算 定 訪問時 の 利 用 者 の 心 身 の 状 況 等 か ら 全 身 入 浴 が 困 難 な 場 合 で あ っ て、当 該 利 用 者 の 希 望 に よ り 清 拭 又 は 部 分 浴 を 実 施 し た と き は、所 定 単 位 数 の 100 分 の 90 に 相 当 す る 単 位 数 を 算 定 し て い る か。 7 事 業 所 と 同 一 の 敷 地 内 若 し く は 隣 接 す る 敷 地 内 の 建 物 若 し く は 同 一 の 建 物 に 居 住 す る 利 用 者 に 対 す る 取 扱 い 事業所 と 同 一 敷 地 内 又 は 隣 接 す る 敷 地 内 に 所 在 す る 建 物 に 居 住 す る 者 で 当 該 建 物 に 居 住 す る 1 月 当 たり 利 用 者 の 人 数 が 50 人 未 満 の 場 合 及 び 事 業 所 と 同 一 建 物 に 居 住 す る 1 月 当 たり の 利 用 者 が 20 人 以 上 の 場 合 は 所 定 単 位 数 の 100 分 の 90 を 算 定 し て い る か。 事業所 と 同 一 敷 地 内 又 は 隣 接 す る 敷 地 内 に 所 在 す る 建 物 に 居 住 す る 者 で 当 該 建 物 に 居 住 す る 1 月 当 たり 利 用 者 の 人 数 が 50 人 以 上 の 場 合 は 所 定 単 位 数 の 100 分 の 85 を 算 定 し て い る か。 8 特 別 地 域 介 護 予 防 訪 問 入 浴 介 護 加 算 平成 24 年 厚 生 労 働 省 告 示 第 120 号 (別 に 厚 生 労 働 大 臣 が 定 め る 地 域) に 所 在 す る 指 定 介 護 予 防 訪 問 入 浴 介 護 事 業 所 の 介 護 予 防 訪 問 入 浴 介 護 従 業 者 が 指 定 介 護 予 防 訪 問 入 浴 介 護 を 行 っ た 場 合 は、特 別 地 域 介 護 予 防 訪 問 入 浴 介 護 加 算 と し て、1 回 に つ き 所 定 単 位 数 の 100 分 の 15 に 相 当 す る 単 位 数 を 所 定 単 位 数 に 加 算 し て い る か。	平 18 厚 労 告 127 別 表 の 1 の イ の 注 4 平 18 厚 労 告 127 別 表 の 1 の イ の 注 5 平 18 厚 労 告 127 別 表 の 1 の イ の 注 6 平 18 厚 労 告 127 別 表 の 1 の イ の 注 7 平 24 厚 労 告 120	・ 主 治 の 医 師 の 意 見 確 認 書 類
--	---	---	----------------------------------

	9 中山間地域等における小規模事業所の評価 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準（1月当たり延べ訪問回数が5回以下）に適合する指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護従業者が指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 10 中山間地域等に居住する者にサービスを提供した事業所への評価 指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護従業者が、別に厚生労働大臣が定める地域（中山間地域等）に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 11 サービス種類相互の算定関係 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間に、介護予防訪問入浴介護費を算定していないか。 12 初回加算 指定介護予防訪問入浴介護事業所において、新規利用者の居宅を訪問し、指定介護予防訪問入浴介護の利用に関する調整を行った上で、利用者に対して、初回の指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、1月につき所定単位数を加算しているか。 13 認知症専門ケア加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして知事に届け出た指定介護予防訪問入浴介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単	平18厚労告127 別表の1のイの注8 平21厚労告83の一 平27厚労告96の六十九 平18厚労告127 別表の1のイの注9 平21厚労告83の二 平18厚労告127 別表の1のイの注10 平18厚労告127 別表の1のロの注 平18厚労告127 別表の1のハの注	
--	---	--	--

	位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。 (1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) 3単位 (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) 4単位 ※別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。 イ 認知症専門ケア加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (一)事業所における利用者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者(以下「対象者」という。)の占める割合が2分の1以上であること。 (二)認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては1に当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。 (三)当該事業所の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に行っていること。 ロ 認知症専門ケア加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (一)イ(二)及び(三)の基準のいずれにも適合すること。 (二)事業所における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が100分の20以上であること。 (三)認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施していること。 四) 当該事業所又は施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。	平27厚労告95の三の四	利用者一覧表等(日常生活自立度の分布がわかる資料等) ・研修受講修了証明書 ・チームとして専門的な認知症ケアを実施していることがわかる記録 ・会議の開催記録等 ・利用者一覧表等(日常生活自立度の分布がわかる資料等) ・研修受講修了証明書 ・事業所として専門的な認知症ケアの指導等を実施していることがわかる記録 ・個別研修計画、実施記録
--	--	---------------------	--

	14 サービス提供体制強化加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして知事に届け出た指定介護予防訪問入浴介護事業所が利用者に対し指定介護予防訪問入浴を行った場合において、1回につき次に掲げる所定の単位数を加算しているか。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。 (1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 44単位 (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 36単位 (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 12単位 ※別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。 イ サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 指定介護予防訪問入浴介護事業所の全ての介護予防訪問入浴介護従業者に対し、介護予防訪問入浴介護従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。 (2) 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定訪問入浴介護事業所における介護予防訪問入浴介護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に行うこと。 (3) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の全ての介護予防訪問入浴介護従業者に対し、健康診断等を定期的に行うこと。 (4) 次のいずれかに適合すること。 (一)当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること。 (二)当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。 ロ サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	平18厚労告127 別表の1のニの注 平27厚労告95の百一 (平27厚労告95の五 準用)	・ 個別研修計画等 ・ 会議の議事録等 ・ 健康診断結果の一覧表等 ・ 介護福祉士の資格証等
--	--	--	---

	(1) イ(1)から(3)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 (2) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の40以上、又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の60以上 ハ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) イ(1)から(3)までに掲げる基準のいずれにも該当すること。 (2) 次のいずれかに適合すること。 (一)当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の30以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の50以上であること。 (二)当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。 15 介護職員処遇改善加算(令和6年5月31日まで) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして知事に届け出た指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。 (1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 算定した単位数の1000分の58に相当する単位数 (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 算定した単位数の1000分の42に相当する単位数 (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 算定した単位数の1000分の23に相当する単位数	平18厚労告127 別表の1のホの注	
--	--	-------------------------------	--

	※別に厚生労働大臣が定める基準 イ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 介護職員その他の職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。)が介護職員処遇改善加算の算定見込額を以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 (2) 指定訪問入浴介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、知事に届け出ていること。 (3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について知事に届け出ること。 (4) 当該指定訪問入浴介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を知事に報告すること。 (5) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、雇用保険法(昭和49年法律第116号)その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。 (6) 当該指定訪問入浴介護事業所において、労働保険料(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第10条第2項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。)の納付が適正に行われていること。 (7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	平27厚労告95の百二 (平27厚労告95の四 準用)	・介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書 ・給与明細等
--	---	--	--

	(一) 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。 (二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 (三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 (四) (三)について、全ての介護職員に周知していること。 (五) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。 (六) (五)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 (8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。 ロ 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） イ(1)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ハ 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) イ(1)から(6)及び(8)までに掲げる基準に適合すること。 (2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。 b a の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 (二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保しているこ		
--	--	--	--

	と。 b aについて、全ての介護職員に周知していること。 16 介護職員等特定処遇改善加算（令和6年5月31日まで） 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして知事に届け出た指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。 (1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 算定した単位数の1000分の21に相当する単位数 (2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 算定した単位数の1000分の15に相当する単位数 ※別に厚生労働大臣が定める基準 イ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額以上となり、かつ、経験・技能のある介護職員のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上（ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により当該賃金改善が困難である場合は、この限りでない。）である賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 (2) 当該指定訪問入浴介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、知事に届け出ている	平18厚労告127 別表の1のへの注 平27厚労告95の百二 の二（平27厚労告95 の四の二準用）	・ 同上
--	--	--	-------------

	こと。 (3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について知事に届け出ること。 (4) 当該指定訪問入浴介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を知事に報告すること。 (5) 訪問入浴介護費におけるサービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）のいずれかを届け出ていること。 (6) 訪問入浴介護費における介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。 (7) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。 (8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。 ロ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 17 介護職員等ベースアップ等支援加算（令和6年5月31日まで） 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして知事に届け出た指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。 ※別に厚生労働大臣が定める基準 イ 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見		
--	--	--	--

平18厚労告127
別表の1のトの注

平27厚労告95の百二
の三（平27厚労告95

	込額以上となり、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の3分の2以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ロ 指定訪問入浴介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等ベースアップ等支援計画書を作成し、全ての職員に周知し、知事に届け出ていること。 ハ 介護職員等ベースアップ等支援加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について知事に届け出ること。 ニ 当該指定訪問入浴介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を知事に報告すること。 ホ 訪問入浴介護費における介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。 ヘ ロの届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。 18 介護職員等処遇改善加算（令和6年6月1日から適用） イ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	の四の三準用) 平12厚告19 別表の2のホの注1	
--	---	---	--

	算定した単位数の1000分の100に相当する単位数 (2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 算定した単位数の1000分の94に相当する単位数 (3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 算定した単位数の1000分の79に相当する単位数 (4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 算定した単位数の1000分の63に相当する単位数 ロ 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問入浴介護事業所(注1の加算を算定しているものを除く。)が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 介護職員等処遇改善加算(V)(1) 算定した単位数の1000分の89に相当する単位数 (2) 介護職員等処遇改善加算(V)(2) 算定した単位数の1000分の84に相当する単位数 (3) 介護職員等処遇改善加算(V)(3) 算定した単位数の1000分の83に相当する単位数 (4) 介護職員等処遇改善加算(V)(4) 算定した単位数の1000分の78に相当する単位数 (5) 介護職員等処遇改善加算(V)(5) 算定した単位数の1000分の73に相当する単位数 (6) 介護職員等処遇改善加算(V)(6) 算定した単位数の1000分の67に相当する単位数 (7) 介護職員等処遇改善加算(V)(7) 算定した単位数の1000分の65に相当する単位数 (8) 介護職員等処遇改善加算(V)(8)	平12厚告19 別表の2のホの注2	
--	--	------------------------------	--

	算定した単位数の1000分の68に相当する単位数 (9) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) 算定した単位数の1000分の59に相当する単位数 (10) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) 算定した単位数の1000分の54に相当する単位数 (11) 介護職員等処遇改善加算(V)(11) 算定した単位数の1000分の52に相当する単位数 (12) 介護職員等処遇改善加算(V)(12) 算定した単位数の1000分の48に相当する単位数 (13) 介護職員等処遇改善加算(V)(13) 算定した単位数の1000分の44に相当する単位数 (14) 介護職員等処遇改善加算(V)(14) 算定した単位数の1000分の33に相当する単位数 ※別に厚生労働大臣が定める基準 イ 介護職員等処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 介護職員その他の職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。）が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 (一) 当該指定訪問介護事業所が仮に介護職員等処遇改善加算(IV)を算定した場合に算定することが見込まれる額の二分の一以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。（令和7年3月31日まで適用せず） (二) 当該指定訪問入浴介護事業所において、介護福祉士であって、経験・技能を有する介護職員と認められる者（以下「経験・技能のある介護職員」という。）のうち1人は、賃金改善に要する費		平27厚劳告95の百二 （平27厚劳告95の四 準用） ・ 介護職員処遇改善計画書・ 介護職員等特定処遇改善計 画書 ・ 給与明細等
--	--	--	--

	用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。（令和7年3月31日まで適用） (2) 当該指定訪問入浴介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、知事に届け出ていること。 (3) 介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について知事に届け出ること。 (4) 当該指定訪問介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を知事に報告すること。 (5) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。 (6) 当該指定訪問入浴介護事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。 (7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (一) 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。 (二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 (三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 (四) (三)について、全ての介護職員に周知していること。 (五) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一		
--	---	--	--

	定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けていること。 (六) (五)について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 (8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。 (9) (8)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。 (10) 訪問入浴介護費におけるサービス提供体制加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）のいずれかを届け出ていること。 ロ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） イ(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ハ 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） イ(1)(一)及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ニ 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） イ(1)(一)、(2)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ホ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 令和6年5月31日において現に旧指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和6年厚生労働省告示第86号）による改正前の指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「旧指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。）の訪問介護費における介護職員処遇改善加算（Ⅰ）及び介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）を届け出ており、かつ、介護職員等ベースア		
--	---	--	--

	ップ等支援加算を届け出していないこと。 (2) イ(1)(㊦)及び(2)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 へ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 令和6年5月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費における介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。 (2) イ(1)(㊦)、(2)から(6)まで、(7)(㊦)から(四)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ト 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 令和6年5月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費における介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出しており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出していないこと。 (2) イ(1)(㊦)及び(2)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 チ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 令和6年5月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費における介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。 (2) イ(1)(㊦)、(2)から(6)まで、(7)(㊦)から(四)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。 リ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)		
--	---	--	--

	次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 令和6年5月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。 (2) イ(1)(㊦)、(2)から(6)まで、(7)(㊦)から(四)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ヌ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 令和6年5月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。 (2) イ(1)(㊦)、(2)から(6)まで、(7)(㊦)から(四)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ル 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 令和6年5月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。 (2) イ(1)(㊦)、(2)から(6)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 (3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 (㊦) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。		
--	--	--	--

	(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての介護職員に周知していること。 ヲ 介護職員等処遇改善加算(V)(8) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 令和6年5月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。 (2) イ(1) (一)及び(二)に係る部分を除く。) 及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ワ 介護職員等処遇改善加算(V)(9) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 令和6年5月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。 (2) イ(1)(二)、(2)から(6)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 (二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての介護職員に周知していること。		
--	--	--	--

	カ 介護職員等処遇改善加算(V)(10) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 令和6年5月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。 (2) イ(1)(㉔)、(2)から(6)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 (3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 (二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての介護職員に周知していること。 ヨ 介護職員等処遇改善加算(V)(11) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 令和6年5月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。 (2) イ(1) (一)及び(二)に係る部分を除く。)、(2)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。 タ 介護職員等処遇改善加算(V)(12) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。		
--	--	--	--

	(1) 令和6年5月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。 (2) イ(1)(㉔)、(2)から(6)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 (二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての介護職員に周知していること。 レ 介護職員等処遇改善加算(V)(13) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 令和6年5月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を届け出ていないこと。 (2) イ(1) (一)及び(二)に係る部分を除く。)、(2)から(6)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。		
--	--	--	--

	(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての介護職員に周知していること。 ソ 介護職員等処遇改善加算(V)(14) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 令和6年5月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。 (2) イ(1) (一)及び(二)に係る部分を除く。)、(2)から(6)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 (二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての介護職員に周知していること。		
--	--	--	--

〈参考〉

(注)本文中の表記については、以下のとおり略しています。

法	⇒	介護保険法(平成9年12月17日交付法律第123号)
法施行規則	⇒	介護保険法施行規則(平成11年3月31日厚生省令第36号)
都条例第111号	⇒	東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年10月11日東京都条例第111号)
都条例第112号	⇒	東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成24年10月11日東京都条例第112号)
都規則第141号	⇒	東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成24年10月11日東京都規則第141号)
都規則第142号	⇒	東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則(平成24年10月11日東京都規則第142号)
施行要領(居宅サービス)	⇒	東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領(平成25年3月29日24福保高介第1882号)
省令第38号	⇒	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第38号)
平11老企第22号	⇒	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について(平成11年7月29日老企第22号)
老企25	⇒	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年9月17日老企第25号)
平12厚告19	⇒	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第19号)
平12厚告20	⇒	指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第20号)
平12厚告29	⇒	厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第29号)
平12老企第36号	⇒	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号)
平12老企第39号	⇒	指定居宅サービス事業者等による介護給付費の割引の取扱いについて(平成12年3月1日老企第39号)
平12老企40	⇒	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月8日老企40号)
平12老振24・老健93	⇒	要介護認定結果及び居宅サービス計画の情報提供について(平成12年4月11日老振第24号・老健第93号)
平12老計8	⇒	指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて
平13老振発第18号	⇒	介護保険の給付対象事業における会計の区分について(平成13年3月28日老振発第18号)
平18厚労告第127号	⇒	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省告示第127号)
平21厚労告83	⇒	厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域(平成21年3月13日厚生労働省告示第83号)
平24厚労告第118号	⇒	厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者(平成24年3月13日厚生労働省告示第118号)
平27厚労告94	⇒	厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等(平成27年3月23日厚生労働省告示第94号)
平27厚労告95	⇒	厚生労働大臣が定める基準(平成27年3月23日厚生労働省告示第95号)
平27厚労告96	⇒	厚生労働大臣が定める施設基準(平成27年3月23日厚生労働省告示第96号)
平18老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号		指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号)

- 平30厚劳告218 ⇒ 厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護(平成30年5月2日厚生労働省告示第218号)
- 平24厚劳告120 ⇒ 厚生労働大臣が定める地域(平成24年3月13日厚生労働省告示120号)
- 平30厚劳告80 ⇒ 厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の基準(平成30年3月22日厚生労働省告示80号)